

栄花物語の方法をめぐる

増淵勝一

——記述の誤りの意味するもの——

『栄花物語』四十巻は、その書名が示すように、御堂関白藤原道長の栄花を主題としている。したがって、『栄花物語』の叙述が、この主題に向けて周到な布石のもとに進められておることは想像に難くないのであって、事実、本物語開卷「月の宴」では、早く岡一男先生が指摘されたように、「藤氏栄華の基、いをひらいた師輔を兄実頼よりほめて書いてのちのちの巻の伏線とし」ているのである。『歴史物語』(第一種)『日本文字講座』(昭和十五年十月刊) (河出書房版) (昭和十五年十月刊) また最終巻「紫野」が、師道の子忠実が行末を祝福して結着するのも、道長の栄花を主題とする『栄花物語』の構想圏から逸脱するものではない。岡一男先生『歴史物語』(第二種) 四十三巻。こうした『栄花物語』の叙述指向は、九条流・道長一家への無条件の賛嘆と、他家・他流への意識的な批判という本物語の偏向に当然関連して来るが、それが客観的立場からの事実認識に反することは言うまでもなからう。

この現実とは、『栄花物語』が歴史を対象としながらも、きわめて多数の記述(史実)の誤りをおかしている実情と、事実誤認という

点で一致する。もっとも、そうした史実関係の誤記の原因は、多く見聞の記憶によっており、その背景に『栄花物語』作者の『源氏物語』的世界への傾倒があると見る見解もある。加納重文氏『栄花物語正編の語国文』(昭和四十六年九月号)。しかしながら、『増鏡』にみられる如く、作者の『源氏物語』的世界への傾斜は、必ずしも史実の軽視や編年意識の稀薄さに直結するものではないのである。『栄花物語』作者が『源氏物語』の世界をかぎりなく憧憬していたという実情は、岡一男先生の前掲『歴史物語』論や春秋社版『源氏物語事典』(昭和三十九年)等に特に詳しく闡明されているが、それは『栄花物語』が『源氏物語』の文体・手法をまねて、描述対象を虚構ではなくて、歴史にとったところに最も顕著にうかがい得る。したがって、『栄花物語』も一つのフィクションであることにはかわりがなく、誤記が存在するとかしないとかいった平面的な現象よりも、それらを配置して主題に向けて叙述するという立体的な現象に、いっそう『源氏物語』的世界への作者の連関を見るべきなのである。

『栄花物語』が六国史を承けて、「月の宴」巻を宇多天皇より起筆したことや、叙述にあたって、年月日等を明記して行くという姿

勢は、作者の歴史に対する関心が並み並みならぬものであったことを物語る。そうとすれば、記述の誤りを、多く見聞の記憶によると片付けてばかりもおれまい。たとえば、「月の宴」巻軸の永平親王八の暗愚譚は、斎藤浩二氏が解明されたように、当条の年紀たる天禄三年（九七二）元旦にする必要もない、親王の昌子内親王への参賀の話を載せ、また当時起り得ない親王の済時女城子への恋慕譚を含み、さらに冒頭部に八の宮物語には説話としては不必要な人物の系譜關係まで叙しているのである。斎藤氏は、この改変および挿入が、「三条院の後宮にあつて宿命的な対立關係におかれた宣耀殿の女御城子（済時女）と、中宮妍子（道長次女）、その妍子を高め、城子を低める」目的でなされ、はるかに後方の「日蔭のかづら」巻に照応すると説かれた「村上天皇八の宮永平親王暗愚譚」「平安朝文」。また岡一男先生も、斎藤氏の意見に賛成され、さらに八の宮物語が「月の宴」の巻軸として、年紀を記す最初の朱雀天皇条と照応していて最適であり、なお、一つのまとまった説話を年紀にかけるのは「日本書紀」以下に普通見られる手法であることを明らかにされた「歴史物語」第すなわち、この永平親王暗愚譚における記述の誤りは、『栄花物語』の編年的な枠組みを考慮しつつも、きわめて作爲的な構想の中でなされているのであつて、間接的には九条流・道長家への賛辞になっていることは明白である。つまり、本話における史実の錯誤は、冒頭に述べた道長の栄花という主題へ向かわんとする、『栄花物語』作者の叙述指向に連なるもの一つなのである。

2

ところで、第三卷「様々の悦」は、一条天皇踐祚の寛和二年（九

八六）六月から筆を起すが、主人公の道長が颯爽とデビューして、爾後の栄花叙述の起点になっている。しかるに劈頭の、「かくて帝、東宮た立せ給ひぬれば、東三条の大臣兼、①六月廿三日に摂政官（高岡本ナ）かぶらせ給ふ。②准三宮にて、③内舍人隨身二人、左右近衛兵衛兼などの御隨身仕うまつる。④右大臣には、御はらからの一条大納言光と聞えつる、なり給ひぬ」とある一文よりして、①は六月廿四日の誤りであり「公卿、また②は八月廿五日、③は六月廿八日、④は七月廿日のことであるから上、②以下の日時は錯綜していることになり、①の日付の誤りはしばらく措いて、高橋伸幸氏はこれにつき、②以下は①の兼家摂政官旨の記事のもとに集約したのであつて、それはひとえに、史実・虚構の記述にかかわらず、「同類事項を、ある代表的な事項（その記事の中心とすべき事項）に集約して、その物語に於ける一記事としての緊張状態を作り上げる」という、『栄花物語』作者の手法に基づいたものであると説かれた方法「國語國文昭和四十五年一月号。なるほどこれならある程度の記述の出入りとか錯誤とかは問題にならない。ここでいへば、①と③はいずれも兼家の摂政官旨に伴う彼自身の人事であるから、兼家の昇任を強調する意味で、この前後のめでたきよろこびを一括して記すということは十分考えられるからである。しかしながら、④はどうか。高橋氏はこれが①に集約されたのは、「七月廿日に兼家が右大臣を辞し、筆頭大納言の為光が任官された為である」と説明される前掲。しかしこれでは任官の移動があつたという事実が説明できても、④をどうして①に集約する必要があつたのかという説明にはならない。なぜなら七月廿日の除目には、後出の朝光や道隆らのほか、顕光や公季らの昇進もあつたからである。つまり、なぜ為光の任右大臣の事実だけをこ

の兼家の昇任記事に集約したのかという疑問が生ずるのである。

そこで想起されるのは、前述の「月の宴」巻末の永平親王の話が、天禄三年の事実とは思えぬにもかかわらず、巻初および次巻「花山訪ぬる中納言」以下との継承の中で、決しておかしくない位置にあったという実情である。「様々の悦」巻の前巻「花山訪ぬる中納言」は、花山院の出家後の動静を伝えて終っているが、院の入道の直接動機は、為光女の御低子が死去したことによる。とすれば、前巻末尾の話を受けつつも、新たに兼家の栄花を叙するに際しての橋渡しとして、為光が最もふさわしいことになるだろう。しかも為光は兼家の「御はらから」である。兼家の栄耀を側面から強調することにもなる。すなわち、④が①に集約されたのは、『栄花物語』の持つ編年的な枠組みを念頭に置く一方、新たな兼家の栄花譚を起すにあたっての、作者の意識的な設定なのである。さらに言えば、「様々の悦」の最初の年紀たる「六月廿三日」も、前巻に言えは、「様々の悦」の最初の年紀たる「六月廿三日」も、前巻に言えは、「様々の悦」の最初の年紀たる「六月廿三日」も、前巻に言えは、院修行の条の直前に、「かくて廿三日に東宮天皇位につかせ給ひぬ。東宮には冷泉院の二の宮三条居させ給ひぬ。(中略)東宮もこの東三条の大臣の御孫にこそおはしませ。いみじうめでたき事限りなし」とあるのを承けたのであって、兼家の摂政宣旨を兩孫の即位・立坊当日にすることによって、その寵遇の厚いことを暗示したのである。すなわち、①の年紀の誤りも、編年的記述を考慮する一方、兼家のよりいっそうの栄光を強調しようとする作者の意図から生じたのである。

ここにおいて、①④の記事は、兼家の昇任を中心に、東三条殿の栄花を強調するという意識で統一される。それと同時に、前巻「花山訪ぬる中納言」からの記述の流れを、本巻で分断することな

く、自然に継承しようとする配慮もうかがえる。いずれにしても、ここに出現する記述の誤りは、『栄花物語』作者の、主題と構想との融合を試みようとする過程で生じた錯誤なのである。

3

「様々の悦」巻では、つづいて、①(寛和二年)七月五日詮子立后のことが述べられ、彼女と同腹の三兄弟につき、「まだ御位ども浅けれど、上達部になりもておはず」と叙して、②三位中将道隆任(権)中納言兼皇太后宮大夫、③藏人頭道兼任参議、④四位少将道長任三位中将の記事を置き、⑤さらにはかつて兼家を迫害した兼通の子朝光の東宮大夫兼任の記事がつづく。年紀的には、①②が七月五日、③⑤が七月廿日のことと問題はないが、注目すべきは④である。道長の前官位四位少将は、実際には翌永延元年(九八七)正月七日任命のものであり、また新叙の三位も同じく永延元年九月廿日に得たものであり、かつ道長は中将在官の経歴がなかったという事実があるからである。補任「公卿」これにつき、高橋伸幸氏は、③以下を七月五日の①詮子立后と②道隆任中納言との史実の部分に集約したのであり、それは東三条殿兼家一門の様々のよろこびを描くにあたっての冒頭であるが故に、また「近く、兼家に注いだ主流が奔注すべき御堂殿道長の登場でもあるが故に」集約されたと言われる。前掲論文大筋はその辺のところに落着くであろう。しかしながら、高橋氏の説明では、兼家に注いだ主流の近く奔注すべき道長が、どうして核とはならず、逆に詮子や道隆という核に集約されたのかという疑問が生ずるし、また③や⑤もなぜ直接的に兼家の記事に集約されずに、①②を経なければならぬのかという不審が残るのである。

七月五日の次の日付は、御禊・大嘗会の準備を記す「十月」である。ところで、②の道隆は、七月廿日には権大納言に任ぜられ、同月廿二日從二位に叙せられ、同月廿七日には正二位に叙せられている。また③の道兼は十月十五日に権中納言に任ぜられている〔公卿補任〕。

したがって、「栄花物語」の作者は道隆と道兼の昇任記事を、七月五日以降十月に至る間に載せれば載せ得たのである。ところが、二人の昇任は、「栄花物語」では、永延元年（九八七）正月条に、「司召に、中納言殿道隆は大納言になり給ひぬ。宰相殿道兼は中納言になり給ひぬ」と記しているのである。ここにおいて、高橋氏の言われるように、兼家一門の様々のよろこびの冒頭を飾る目的で、②③が存在するとすれば、なにゆえに、両者のいっそうの昇任のよろこびを描かなかつたのかという疑問が生ずるのである。

他方、④の道長の任官は架空の職を与えてまで披露している。そしてそれは、後文に「五郎君三位中将にて」とあり、永延元年条に入っても「三位中将殿」「この三位殿」と記して、執拗に確認するのである。

こうした道隆・道兼の昇任を抑え、道長を引上げるといふ作爲が、「十月」の記事の直前に置かれた、道隆・道兼・道長三兄弟の比較の場面に連なつて来る。もっとも、道隆は「御容貌も心もいとまめかしう、御心ざまいとうるはしうおはず」とあつて、一見好意的に描かれているが、高内侍貴子にたはれたことが強調されており、批判がこめられていると見てよい。なお、兼家が道隆の大千代君道頼母藤原守仁女を「とりはなちわが御子にさせ給」うたのに対し、道隆は貴子腹の伊周を「小千代君とつけ奉り給」うた由記され、永延元年条にも兼家と道隆との大千代君・小千代君に対する偏愛ぶりが対

比されているが、次巻の「見果てぬ夢」「浦々の別」を思ひうかべるまでもなく、小千代君偏愛の道隆が間接的に批難されていることに気付く。つぎの道兼は容貌・性格ともに貶辞で固められているが、この両者に対するに道長は、「ひきたがへ、様々にいみじうらうらうじう雄々しう、道心もおはし、わが御方に心寄せある人などを心ごとにおぼし願みはぐくませ給へり」とある一文以下、終始贊美のこゝとばで描かれている。特に注目すべきは、三兄弟は「中納言殿」「宰相殿」「三位中将」と、冒頭の②③④がそのまま再確認され、さらに道長については、「后の宮詮も、とりわき思ひ聞え給ひて、わが御子と聞え給ひて、心ことに何事も思ひ聞えさせ給へり」と記されて、①と照応している事実である。

そうとすれば、①④はこの三兄弟の比較の場面と密接不可分の関係にあることは明白であろう。そうして、時間的には②以下が①に集約されるとしても、むしろ作者の描述意図は③にあつて、道長の栄達のスタートを、後に道長の後援者となる詮子立后の記事①で飾り、さらに道隆と道兼の官位昇進②を故意に抑えて、これを強調させたということができよう。さらに付け加えれば、道長自身に關しては、「三位中将」という架空の官位を付与したのであるが、これは名譽職ということもあるが、それよりも父兼家のかつての官位であつたというところに主眼がある〔公卿補任〕。すなわち、道長の栄花の進発にあつて、父兼家の栄光の契機となつた、由緒ある「三位中将」の官位を道長に付与することによって、将来道長の栄花が展開するであろうことを暗に示唆したのである。

こうした道長への集中的な配慮は、彼が間もなく父兼家の正統的な後継者として繁栄することで、当然兼家自身の栄花それ自体に連

なるものと言い得よう。そうとすれば、①～④は内容的には、④を
きわだたせつつ、これらすべてが冒頭の摂政兼家に連繋して、東三
条殿の栄花を強調する役割を担っていることになる。そして①～④
は時間的にも正しい配列になっているが、そういうことよりも、兼
家の摂政をもたらし了一条天皇皇后の詮子をまず描き、つづいてそ
の同腹の三兄弟を写すという系譜的興味が支配的なのであって、こ
れは、ひとえに兼家の栄光を浮彫する意図からなされているのであ
る。そこで⑤についても、結果的には時間的に適正な配置となつて
いるが、四兄妹の系譜外にある朝光を任官記事のついでに①～④の
後につづけ、兼家の人徳をさらに顕彰する役割を担わせたのである。
すなわち、①～⑤は兼家の栄花を強調するという同一の目標で各
々叙述されたのであるが、その中でも、兼家の正統的継承者たる道
長への配慮が施されている。それとともに、この記述にあたっては
系譜的序列が重用され、このため時間的な錯誤が生ずるのを避けて
これらの時間にあはれらることなく、詮子立后の「七月五日」に代表さ
せたのである。つまりここにかがえるのは、主題に向けて周到な
配慮をする『栄花物語』作者の姿勢と、編年の枠組みを逸脱しま
いとすも一つ一つのそれであろう。そして応々後者が前者に引きずら
れることによって、史実の改変・フィクションの補入等が行なわれ
ていることに気付くのである。

4

そういう観点から、さらに「様々の悦」巻の展開を見て行くと、
つきに、①兼家の落胤宮の宣旨が出現し、②その後の宮子註の侍女と
の対比から、東宮三条天皇の侍女たる藤典侍と橋典侍とに筆が及び、③

この東宮の副臥ということ、兼家側室藤原腹の三女註綴子が登場
し、④ついで彼女の妹の宮の御匣殿が描かれるという風に、兼家の子
女を姉妹順に述べるという大筋に添ってなされているのである。し
かも年紀的に言えば、①の宮の宣旨が「殿の御女と名のり給」うた
のは、『源氏物語』の近江の君の出現をまねているが、この寛和二年
七月のことかどうか不明である。また③の綴子が尚侍になったのは
『大鏡』「兼家」伝によると、彼女十一歳の永観二年（九八四）であ
り、かつ東宮の副臥になったのは、「三条院の東宮にて御元服させ
たまふ夜の御そひぶしに参らせ給ひて」日本古典全と同伝にあるよ
うに、当寛和二年（九八六）七月十六日のことである。日本紀。ここ
ろが『栄花物語』は、「この十月に御元服の事あるべきに」と記し、
その十月条ではさらに、「東宮の御元服十月とありつれど、かやう
にさしあひたる御いそぎども御喪・大にて、十二月ばかりにとおほし
めしたり」とあって、東宮元服を十月の予定と改変・確認して、十
二月に延期している。

そうとすれば、①～④での年紀は、前述の兼家の子女の序列で述
べるという主筋に吸収されたと見るべきであろう。そして③の改変
は、それが一条天皇の大嘗会御禊行幸叶および大嘗会十一の記事の
後に置かれていることより推して、一条天皇を東宮に優先させたの
であり、他方兼家の正統的な陰の後継者詮子をきわだたせるため、
七月条にはめでたかるべき東宮元服・綴子副臥の記事を置かず、
詮子の縁者としての紹介だけにとどめたのである。それは間接的に
は、①～④の後につづく、道隆以下三兄弟の対比の記事と、詮子立
后の記事とを直結させ、その詮子の道長を「とりわき思ひ聞え給」
うたという密接な関係をいっそう早急に印象付けることにもなつて

